

渋川市新規就農応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市の農業及び農村の振興と発展を図るため、新たに就農した者（以下、「新規就農者」という。）に対し、予算の範囲内において応援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、新規就農者とは、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 過去に職業欄を農業又はこれに類するものとして、個人事業の開業・廃業届出書を提出したことがないこと。

(2) 市内の農地又はその耕作権を有し、生産、販売を行っていること。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、令和7年1月1日以降に就農したもののうち、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 就農時の年齢が65歳未満であること。

(2) 渋川市で実施した農業ふれあい体験事業の体験後2年以内に就農した者であること。

2 交付対象者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 渋川市内に住所を有すること。

(2) 主たる圃場が渋川市内にあること。

(3) 応援金受領後5年以上、営農を継続する意志があること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 法令及び公序良俗に反していないこと。

(応援金の額)

第4条 交付する応援金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める

ものとする。

- (1) 就農時の年齢が50歳未満の者 50万円
- (2) 就農時の年齢が50歳以上60歳未満の者 30万円
- (3) 就農時の年齢が60歳以上65歳未満の者 20万円
- (4) 浜川市で実施した農業ふれあい体験事業の体験後2年以内に就農した者 50万円

(加算額)

第5条 次のいずれかの条件に当てはまる者（以下、「加算対象者」という。）に対しては、前条の規定による応援金の額に10万円を加算して交付するものとする。

- (1) 農業所得を主な収入源とする親元（三親等以内の親族をいう。）において就農した者であること
- (2) 認定農業者の後継者として就農した者であること

2 加算対象者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 過去に自身の農業経営を開始していないこと
- (2) 過去に親族の農業経営に専ら従事していないこと及び農業法人の役員でないこと
- (3) 高校、大学等の生徒及び学生でないこと

(交付決定の取消)

第6条 次の場合は、応援金の交付決定の全部を取消すこととする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 本要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付を受けた者が交付決定日から5年以内に離農したとき。

(応援金の返還)

第7条 交付決定を取消された者は、指定された期限までに応援金を返還するものとする。ただし、死亡、被災その他やむを得ない理由による離農であると市長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。